

議案第3号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり定める。

平成17年9月21日

沖縄県教育委員会

## 沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第7号を次のように改める。

(7) 高等学校卒業程度認定試験に関すること。

第13条第2項の表教育庁宮古教育事務所の項中「平良市字西里1125番地」を「宮古島市平良字西里1125番地」に、「平良、城辺、下地、上野、伊良部、多良間の各市町村」を「宮古島、多良間の各市村」に改める。

### 附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

## 概 要 説 明

総 務 課

### 1 改正の理由

- (1) 県立学校教育課の分掌事務について、文部科学省の規則変更による改正
- (2) 宮古島市設置に伴う改正

### 2 改正案の概要

- (1) 第7条県立学校教育課の分掌事務の「(7) 大学入学資格検定に関すること。」を「(7) 高等学校卒業程度認定試験に関すること。」に改める。
- (2) 第13条第2項の表中宮古教育事務所の位置を「平良市字西里1125番地」から「宮古島市平良字西里1125番地」に、所管区域を「平良、城辺、下地、上野、伊良部、多良間の各市町村」から「宮古島、多良間の各市村」に改める。

### 3 添付資料

- (1) 新旧対象表
- (2) 高等学校卒業程度認定試験規則抜粋

沖 縄 県 教 育 庁 組 織 規 則 新 旧 対 照 表

改 正 案

現 行

(県立学校教育課の分掌事務)  
**第7条** 県立学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。  
 (1)～(6)省略  
 (7) 高等学校卒業程度認定試験に関すること。

(県立学校教育課の分掌事務)  
**第7条** 県立学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。  
 (1)～(6)省略  
 (7) 大学入学資格検定に関すること。

(教育事務所)  
**第13条** 本庁の事務の一部を分掌させるため、教育事務所を設置する。  
 2 教育事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

(教育事務所)  
**第13条** 本庁の事務の一部を分掌させるため、教育事務所を設置する。  
 2 教育事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 地 域
教育庁 宮古教育事務所	宮古島市平良字 西里1125番地	宮古島、多良間の各市村

名 称	位 置	所 管 地 域
教育庁 宮古教育事務所	平良市字西里112 5番地	平良、城辺、下地、上野、伊良部、多良間の各市町村

(注) 対照箇所アンダーラインを引くこと。

メートル以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をカラーディスプレイの画面及び書面に、次のような状態で速やかに出力することができるようにしておくこと。

イ 整然とした形式であること。  
ロ 当該国税関係書類と同程度に明りようであること。

ハ 拡大又は縮小して出力することが可能であること。

ニ 国税庁長官が定めるところにより日本工業規格Z八三〇五に規定する四ポイントの大きさの文字を認識することができること。

五 第一項第三号及び第五号の規定は、法第四条第三項の承認を受けている保存義務者の当該承認を受けている国税関係書類に係る電磁的記録の保存について準用する。この場合において、同号イ中「勘定科目」とあるのは、「その他の日付け」と読み替えるものとする。

六 法第四条第三項の承認を受けている保存義務者は、国税関係書類のうち国税庁長官が定める書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合には、前項第一号及び第二号に掲げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手續を明らかにした書類(当該事務の責任者が定められているものに限り)の備付けを行うことにより、当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をすることができる。

第四条第一項第四号中(工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)第十七条第一項(日本工業規格)に規定する日本工業規格をいう。)を削り、同項第五号中(昭和三十七年法律第六十六号)を削る。

○文部科学省令第一号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条第一項の規定に基づき、高等学校卒業程度認定試験規則を次のように定める。  
平成十七年一月三十一日

高等学校卒業程度認定試験規則(趣旨)

第一条 学校教育法第五十六条第一項の規定に基づき、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかの認定のための試験(以下「高等学校卒業程度認定試験」という。)を行う場合は、この省令の定めるところによる。

第六条第一項中「同条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「第四条第一項若しくは第二項」を「第四条各項のいずれか」に改め、同条第二項第三号中「第四条第一項若しくは第二項」を「第四条各項のいずれか」に改める。

第八条第一項中「第三条第二項」を「次の各号に掲げるいずれかの措置を行い、第三条第一項第四号及び第五項第五号」に、「同条第一項第三号(同号イに係る部分に限る。)」から第五号まで」を「同条第一項第三号(同号イに係る部分に限る。)」及び「第五号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該取引情報の授受後遅滞なく、当該電磁的記録の記録事項に電子署名を行い、かつ、当該電子署名が行われている電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すること。  
二 当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。

附則  
一 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。  
二 改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第八条第一項の規定は、この省令の施行の日以後に行う電子取引の取引情報(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)第十条に規定する電子取引の取引情報をいう。以下同じ。)について適用し、同日前に行った電子取引の取引情報については、なお従前の例による。

(試験の施行)  
第三条 高等学校卒業程度認定試験は、毎年少なくとも一回、文部科学大臣が行う。  
2 試験の施行期日、場所及び出願の期限は、あらかじめ、官報で告示する。  
(受験資格)  
第三条 高等学校卒業程度認定試験を受けることができる者は、受験しようとする試験の日の属する年度の終わりまでに満十六歳以上になる者とする。  
(試験科目、方法及び程度)  
第四条 試験科目は、別表の第一欄に定めるとおりとする。  
2 高等学校卒業程度認定試験は、各試験科目について、筆記の方法により、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。第五条第三項を除き、以下同じ。)において別表の第二欄に定める科目を履修した程度において行う。

(試験の免除)  
第五条 高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。附則第五条及び別表において同じ。)において、各試験科目に相当する別表の第二欄に定める科目を修得した者に対しては、その願い出により、当該試験科目についての試験を免除する。  
2 高等専門学校において、各試験科目に相当する授業科目を、別表の第二欄に定める高等学校の科目を修得したと同程度において修得したと認められた者に対しては、その願い出により、当該試験科目についての試験を免除する。

3 第一項の規定は、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものの当該課程において各試験科目に相当する科目を修得した者について準用する。  
4 専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に定めるものにおいて、各試験科目に相当する授業科目を別表の第二欄に定める高等学校の科目を修得したと同程度において修得したと認められた者に対しては、その願い出により、当該試験科目についての試験を免除する。  
5 知識及び技能に関する審査で、当該審査の合格に係る学修が各試験科目に相当する別表の第二欄に定める高等学校の科目を修得したと同程度と認められるものとして文部科学大臣が別に定めるものに合格した者に対しては、その願い出により、当該試験科目についての試験を免除する。

6 前各項の規定による試験の免除は、試験科目の全部について行うことはできない。  
(受験方法)  
第六条 高等学校卒業程度認定試験は、二回以上にわたり、それぞれ一以上の試験科目について受けすることができる。  
(受験手続)  
第七条 高等学校卒業程度認定試験を受けようとする者は、受験願書に次の各号に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に願い出なければならない。  
一 履歴書一通  
二 戸籍抄本又は住民票の写し(日本の国籍を有しない者については、外国人登録法(昭和二十七年法律第二十五号)の規定による登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書)一通(いずれも出願前六月以内に交付を受けたもの)  
三 写真二枚(出願前六月以内に撮影した無帽かつ正面上半身のもの)  
四 試験の免除を願い出る者については、その免除を受ける資格を証明する書類  
(合格)  
第八条 試験科目の全部(試験の免除を受けた試験科目を除く。)について合格点を得た者を高等学校卒業程度認定試験の合格者(以下「認定試験合格者」という。)とする。ただし、その者が十八歳に達していないときは、その者は、十八歳に達した日の翌日から認定試験合格者となるものとする。  
2 認定試験合格者のほか、一以上の試験科目について合格点を得た者を高等学校卒業程度認定試験の科目合格者(以下「認定試験科目合格者」という。)とする。  
3 認定試験科目合格者に対しては、その願い出により、当該試験科目についての試験を免除する。

